

2 治療用装具等の取扱い

項 目	労 災 保 険	請求方法	健 康 保 険
コルセット	健保に準ずる。	被災労働者に請求 ・領収書を添付して監督署あて費用請求	支 給 療養上必要ある場合、治療材料の範囲に属するものとして、療養費によって支給する。
固定装具 (下肢装具、上肢装具、 体幹装具等)	支 給	被災労働者に請求 ・医師の装着証明及び領収書を添付して監督署あて費用請求	支 給
歩行補助器 松葉杖	健保に準ずる。	被災労働者に請求 ・領収書を添付して監督署あて費用請求	原則、医療機関が貸与すべきだが、療養目的で自らが購入した場合、療養費として支給して差し支えない。
義肢装着前の 訓練用装具 (練習用仮義肢)	健保に準ずる。	被災労働者に請求 ・領収書を添付して監督署あて費用請求	支 給 症状固定前1回に限り本義足・手の購入価格を療養費として支給
頭部・頸部・軀幹 及び四肢の 固定用伸縮性包帯	支 給 ・頭部・頸部・軀幹固定用の他、四肢固定用についても支給する。 ・バストバンド・トラコバンド等は軀幹固定伸縮性包帯に含める。	レセプト請求 ・算定方法は、「労災診療費算定マニュアル」20 固定用伸縮性包帯(算定マニュアル P18)を参照のこと。	不支給
頸椎固定用シーネ、 鎖骨固定帯及び 膝・足関節の 創部固定帯	支 給 ・医師の診察に基づき、必要と認める場合に支給する。	レセプト請求 ・算定方法は、21 頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯(算定マニュアル P19)を参照のこと。	不支給
サポーター (肘関節、手関節等)	健保に準ずる。 ・肘関節、手関節等に使用するサポーターは、療養上その必要性が認められる場合であって患部を固定する場合支給する。	被災労働者に請求 ・領収書を添付して監督署あて費用請求	支 給 療養上必要が認められる場合、療養費を支給して差し支えない。ただし、支給額は当該装具の材料、規格等に応じた適正な額とする。
滅菌ガーゼ	支 給 ・通院療養者であって、 <u>せき髄損傷等による重度の障害者のうち尿路へカテーテルを留置しているもの若しくはこれに類する創部を有し、自宅等で頻繁にガーゼを必要とするため、診療担当医が投与の必要を認めたもの。</u>	レセプト請求 ・算定方法は、22 皮膚瘻等に係る滅菌ガーゼ(算定マニュアル P19)を参照のこと。	不支給
浣腸剤	支 給 ・ <u>せき損等神経障害による便秘</u> 症状のある患者で自力による排便管理の訓練を行っている者に支給する。	レセプト請求	浣腸は、簡単な処置として基本診療料に含まれるので別に算定はできないが、薬剤を使用した場合は薬剤料を加算できる。

項 目	労災保険	請求方法	健康保険
ソフトコンタクト レンズ	支 給 (注)視力の屈折矯正のために使用するコンタクトレンズは除く。	被災労働者に請求 ・領収書を添付して監督署あて費用請求	不支給
補聴器	不支給 (傷病が治癒した者には、労働福祉事業から支給)		不支給
眼 鏡	不支給 (傷病が治癒し、視力が0.6以下に低下したものについては、労働福祉事業から支給)		不支給
義 眼	健保に準ずる。	被災労働者に請求 ・領収書を添付して監督署あて費用請求	眼球摘出後眼窩保護用として支給。
義 歯	・義歯を業務災害により破損した場合、これに要する修理は療養補償の範囲に含める。	レセプト請求	
装着式収尿器 (人工膀胱)	支 給	被災労働者に請求 ・領収書を添付して監督署あて費用請求	不支給
人工肛門受便器 (ペロツテ)	支 給	被災労働者に請求 ・領収書を添付して監督署あて費用請求	不支給
保護帽子 (頭蓋骨欠損部分保護)	健保に準ずる。	被災労働者に請求 ・領収書を添付して監督署あて費用請求	支 給 人工骨を挿入するまでの間、頭蓋骨欠損部分を保護するためのもの。
フローテーション パット	支 給 ・自力による体位変換が不可能もしくは困難な状態が長期間にわたると見込まれる傷病労働者に対して、1人につき1枚支給する。	被災労働者に請求 ・領収書を添付して監督署あて費用請求	不支給
スポンジ円座 スポンジベット	不支給		不支給

※傷病が治癒した者であって、障害（補償）等給付を受けた方等支給要件に該当する方に対しては、「社会復帰を支援する制度（社会復帰促進等事業）」による義肢等補装具費支給制度があります。

[義肢等補装具費支給制度のご案内 | 厚生労働省](#)